

国内におけるBSE発生概要

平成19年12月14日

消費・安全局

我が国におけるBSEの発生状況

- ・平成13年9月に初めてBSEが確認され、その後現在までに、と畜検査で21頭、死亡牛検査で12頭の発生を確認。
- ・BSE感染牛を出生年別にみると、平成8年生まれが12頭、平成12年生まれが11頭と多くなっている。
- ・8例目は23か月齢、9例目は21か月齢の若齢牛での確認。
- ・BSEの発生件数は世界的に減少傾向、我が国では平成18年(2006年)をピークに減少。

世界のBSE発生件数の推移

単位：頭

	1992	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007 (※1)	累計(※1)
全体	37,316	2,215	2,179	1,389	878	561	329	81	190,254
EU (英国除く)	36	1,010	1,032	772	529	327	199	28	5,673
英国	37,280	1,202	1,144	611	343	225	114	49	184,533
アメリカ	0	0	0	0	0	1	1	0	2
カナダ	0	0	0	2(※2)	1	1	5	2	12
日本	0	3	2	4	5	7	10	2	33

出展：OIE World Health Situation

※1 2007年12月10日現在。

※2 うち1頭はアメリカで確認されたもの。

これまでのBSE感染牛の概要(平成19年8月22日現在)

発生年月日(注1)	農家所在地(経営形態)	畜種(性別)	生年月日(月齢)	疑似患畜頭数(注2)
1例目	13年9月10日 千葉県白井市(酪農) (導入元) 北海道佐呂間町(酪農)	ホルスタイン種(雌)	8年3月26日(65か月齢)	59頭
2例目	13年11月21日 北海道釧路市(酪農)	ホルスタイン種(雌)	8年4月4日(67か月齢)	81頭
3例目	13年12月2日 群馬県宮城村(酪農)	ホルスタイン種(雌)	8年3月26日(68か月齢)	96頭
4例目	14年5月13日 北海道音別町(酪農)	ホルスタイン種(雌)	8年3月23日(73か月齢)	52頭
5例目	14年8月23日 神奈川県伊勢原市(酪農)	ホルスタイン種(雌)	7年12月5日(80か月齢)	37頭
6例目	15年1月20日 和歌山県粉河町(酪農) (導入元) 北海道標茶町(酪農)	ホルスタイン種(雌)	8年2月10日(83か月齢)	33頭
7例目	15年1月23日 北海道網走市(酪農) (導入元) 北海道標茶町(酪農)	ホルスタイン種(雌)	8年3月28日(81か月齢)	17頭
8例目(非定型)	15年10月6日 栃木県大田原市(哺育・育成) (導入元) 栃木県塩谷町(酪農)	ホルスタイン種(雄、去勢)	13年10月13日(23か月齢)	116頭
9例目	15年11月4日 広島県福山市(哺育・育成) (導入元) 兵庫県米上郡(酪農)	ホルスタイン種(雄、去勢)	14年1月13日(21か月齢)	134頭
10例目	16年2月22日 神奈川県平塚市(酪農) (導入元) 神奈川県桑野市(酪農)	ホルスタイン種(雌)	8年3月17日(95か月齢)	0頭
11例目(死亡牛)	16年3月9日 北海道標茶町(酪農)	ホルスタイン種(雌)	8年4月8日(94か月齢)	16頭
12例目	16年9月13日 熊本県菊池郡泗水町(酪農)	ホルスタイン種(雌)	11年7月3日(82か月齢)	5頭
13例目	16年9月23日 奈良県北葛城郡新庄町(酪農) (導入元) 北海道河東郡鹿追町(酪農)	ホルスタイン種(雌)	8年2月18日(103か月齢)	8頭
14例目(死亡牛)	16年10月14日 北海道河東郡鹿追町(酪農)	ホルスタイン種(雌)	12年10月8日(48か月齢)	62頭
15例目(死亡牛)	17年2月26日 北海道中川郡本別町(酪農)	ホルスタイン種(雌)	8年8月5日(102か月齢)	6頭

注1:1例目は、BSE検査で陽性が確認された年月日であり、2例目以降は確定診断された年月日

注2:飼養農場からの移動牛を含む。

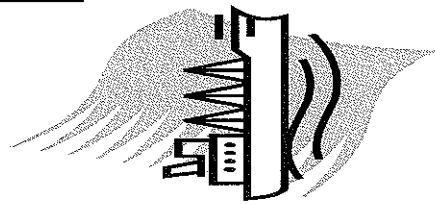
注3:このほか、平成15年2月5日に神奈川県のと畜場で処理されたスクリーニング検査陽性牛については、2月8日及び3月27日の「牛海綿状脳症(BSE)」の検査に係る専門家会議においてBSE陰性と判断するに至っていない。

発生年月日(注1)	農家所在地(経営形態)	畜種(性別)	生年月日(月齢)	疑似患畜頭数(注2)
16例目	17年3月27日 北海道天塩郡天塩町(酪農)	ホルスタイン種(雌)	8年3月23日(108か月齢)	1頭
17例目(死亡牛)	17年4月8日 北海道河東郡普賢町(酪農)	ホルスタイン種(雌)	12年9月11日(54か月齢)	11頭
18例目	17年5月12日 北海道砂川市(酪農)	ホルスタイン種(雌)	11年8月31日(68か月齢)	31頭
19例目	17年6月2日 北海道野付郡別海町(酪農)	ホルスタイン種(雌)	8年4月16日(109か月齢)	7頭
20例目	17年6月6日 北海道河東郡鹿追町(酪農)	ホルスタイン種(雌)	12年8月12日(57か月齢)	18頭
21例目(死亡牛)	17年12月10日 北海道千歳市(酪農)	ホルスタイン種(雌)	12年2月13日(69か月齢)	9頭
22例目(死亡牛)	18年1月23日 北海道野付郡別海町(酪農)	ホルスタイン種(雌)	12年9月1日(64か月齢)	45頭
23例目	18年3月15日 北海道中川郡中川町(酪農)	ホルスタイン種(雌)	12年7月8日(68か月齢)	19頭
24例目	18年3月17日 長崎県杵臼市(肉用繁殖)	黒毛和種(雌)	4年2月10日(169か月齢)	3頭
25例目	18年4月19日 岡山県勝田郡奈義町(酪農) (導入元) 北海道網走市(酪農) (生産農場) 北海道枝幸郡枝幸町(酪農)	ホルスタイン種(雌)	12年4月18日(71か月齢)	13頭
26例目(死亡牛)	18年5月13日 北海道瀬棚郡今金町(酪農)	ホルスタイン種(雌)	12年8月11日(68か月齢)	11頭
27例目(死亡牛)	18年5月19日 北海道中川郡豊頃町(酪農) (導入元) 北海道中川郡豊頃町(酪農)	ホルスタイン種(雌)	12年8月20日(68か月齢)	9頭
28例目(死亡牛)	18年8月11日 北海道苫前郡羽幌町(酪農) (導入元) 北海道天塩郡岨延町(酪農)	ホルスタイン種(雌)	11年11月21日(80か月齢)	19頭
29例目(死亡牛)	18年9月28日 北海道中川郡中川町(酪農) (導入元) 北海道天塩郡岨延町(酪農)	ホルスタイン種(雌)	12年6月24日(75か月齢)	26頭
30例目(死亡牛)	18年11月13日 北海道千歳市(酪農)	ホルスタイン種(雌)	13年6月28日(64か月齢)	17頭
31例目	18年12月8日 北海道河東郡鹿追町(酪農)	ホルスタイン種(雌)	11年11月12日(84か月齢)	15頭
32例目	19年2月5日 北海道帯広市(酪農)	ホルスタイン種(雌)	13年8月26日(65か月齢)	30頭
33例目(死亡牛)	19年7月2日 北海道中川郡幕別町(乳肉複合)	黒毛和種(雌)	12年6月21日(84か月齢)	8頭

我が国のBSE対策

輸入停止(輸入規制)

BSE発生国からの牛肉等を輸入停止することにより、食の安全を確保(H13.1～)



肉骨粉等



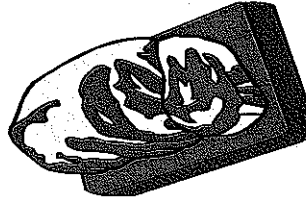
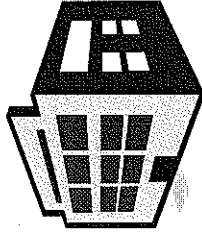
輸入停止

農場



給与禁止

と畜場



輸入停止(輸入規制)・飼料規制

BSEの原因である異常プリオンが、飼料を通して牛の体内に入ること防ぐことがBSE感染防止対策の基本

- 反すう動物由来肉骨粉等を用いた反すう動物用飼料の製造・販売・使用を禁止(H13.9)
- 飼料・肥料としての肉骨粉等について、すべての国からの輸入、国内における製造・出荷を一時全面停止(H13.10)
- 豚由来肉骨粉について、豚、鶏用飼料への利用を再開(大臣確認制度:H17.4)
- 輸入飼料の原材料の届出、小売業者の届出の義務化(H17.8.30)

BSE検査・特定危険部位除去

- と畜されるすべての牛のBSE検査を実施(なお、H17.8にBSE検査対象月齢を21か月齢以上としたが、自主的な対応により全県で全頭検査を継続)(H13.10)
- 特定部位(頭部(舌及び頬肉を除く)、せき髄、回腸遠位部)を除去(16年2月より加工段階でせき柱を除去、焼却)

トレーサビリティ

- 個体識別を可能とすることで、BSE発生時の対応を容易にし、食の安心を提供(牛肉トレーサビリティ法:H15.6に公布、同年12月より生産段階において、H16.12より流通段階において施行)

感染源・感染経路の究明

- 専門家チームが7例目迄の事例について、輸入肉骨粉が感染源である可能性や飼料工場での交差汚染の可能性等を報告(H17.9)。

サーベイランス(BSE検査)

- と畜場検査(H13.10～)・24か月以上の死亡牛検査(H15.4～)によりBSE対策の効果を検証

飼料原料の利用規制状況

主な対象品目	由来	給与対象			
		牛など	豚	鶏	養魚
動物性たん白質	ゼラチン、コラーゲン(確認済みのもの)	○	○	○	○
	乳、乳製品				
	卵、卵製品				
	血粉、血しょうたん白	×	×	×	×
	魚粉などの魚介類由来たん白質(確認済みのもの) 注2	×	○	○	○
	チキンミール、フェザーミール(確認済みのもの)				
	加水分解たん白、蒸製骨粉(確認済みのもの)				
	肉骨粉、加水分解たん白、蒸製骨粉				
	動物性たん白質を含む食品残さ(残飯など)	×	○	○	注6 (×)
	特定動物性油脂				
	動物性油脂(確認済みであって牛などを含むもの)	×	○	○	○
	動物性油脂(確認済みであって牛などを含まないもの)	△ 注3	○	○	○
	魚油(魚以外のたん白質と完全分離された工程で製造されたもの)	○	○	○	○
	上の各欄に記載された以外の動物性油脂	×	×	×	×
その他	骨炭、骨灰(一定の条件で加工処理されたもの)				
	第2リン酸カルシウム(鉱物由来、脂肪、たん白質を含まないもの)	○	○	○	○
	植物性油脂(動物性油脂を含まないもの)				

注1 「牛など」には牛、めん羊、山羊及びしかが含まれる

注2 「確認済みのもの」とは、基準適合することについて農林水産大臣の確認を受けた工場の製品のこと

注3 △はほ乳期子牛育成用代用乳用配合飼料への使用は出来ない

注4 「その他」に記載されていたものは、動物性たん白質及び動物性油脂の規制の対象外

注5 表に記載されていない動物性たん白質は飼料への使用は出来ない(蹄粉、角粉、皮粉、獸脂かすなど)

注6 豚肉骨粉等の養殖水産動物への飼料利用については今年度内に可能となる見込み

国内におけるBSEの検査体制

BSE検査(都道府県等が実施)と畜場(厚生労働省)

- 制度上21カ月齢以上の牛が検査対象
- 厚生労働省が全月齢の牛の検査費用等について助成
(20か月齢以下の検査に対する助成については、経過措置として、平成20年7月までを予定)

<検査頭数>

累計(～H19年6月23日):7,016千頭

17年度:1,232千頭

18年度:1,218千頭

21頭確認

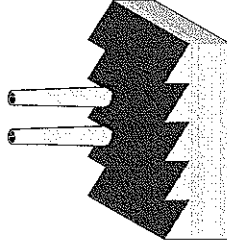
農場



死亡牛

①検査陽性牛及び陰性牛のSRM

焼却



②全ての死亡牛

家畜保健衛生所(農林水産省)

- 制度上24カ月齢以上の死亡牛が検査の対象
- 農水省が24カ月齢以上の牛の検査費用等について助成

<検査頭数>

累計(～H18年度):342千頭

17年度:95千頭

18年度:95千頭

12頭確認

BSEにおけるリスク評価とリスク管理の関係について

- 食品安全行政については、国内BSE発生時の反省を踏まえ、
 - ・ 食品安全委員会が科学的知見に基づく食品健康影響評価(リスク評価)を実施し、
 - ・ このリスク評価に基づき、厚生労働省が食品衛生の観点から、農林水産省が家畜衛生等の施策(リスク管理)を実施する体制となっている。
- 米国产牛肉の輸入問題についても、17年12月8日の食品安全委員会の食品健康影響評価の結果(答申)を受けて、厚生労働省、農林水産省が連携を図りながら、
 - ・ 厚生労働省はと畜場以降における食品としての安全確保の観点からのリスク管理を実施し、
 - ・ 農林水産省は生体牛の月齢判別や飼料規制等のと畜場までの安全確保の観点からのリスク管理を実施している。

